

中高生向け 進学ガイドブック

この「中高生向け進学ガイドブック」は、生活保護世帯の中学生・高校生向けに、進学選択時の参考となる金銭面や制度面に関する情報を掲載したものです。

わからないことや相談のある方は、お気軽に福祉事務所にお尋ねください。

木更津市福祉事務所

電話 代表：0438-23-7111

直通：0438-23-6794

0438-23-6795

(平日 午前8時30分～午後5時15分)



木更津市マスコットキャラクター きさポン

目 次

1	中学卒業後の進路について……………	1
2	高校進学で活用できる制度について……………	2
3	アルバイトをした場合の取り扱いについて……………	3
4	高校卒業後の進路について……………	4
5	大学や専門学校に進学する場合……………	4
6	大学や専門学校進学で活用できる制度について……………	5
7	就職活動や就職した場合の取り扱いについて……………	6
	生活保護に関する法律条文（参考）……………	7

1. 中学卒業後の進路について

学校の種類

種類	期間	特徴
全日制高校	3年間	普通科、専門科、総合学科がある
定時制高校	3～4年間	夜間等の特定の時間帯に履修する
通信制高校	3～4年間	自宅での学習が中心
高等専修学校	1年以上	すぐに役立つ実践教育が中心
高等専門学校	5年間	技術者の養成が目的
特別支援学校 (高等部)	3年間	自立のための知識を得る



きさポン

2. 高校進学で活用できる制度について

高等学校等就学支援金（学校へご相談下さい）

授業料を国が負担する制度

奨学のための給付金（学校へご相談下さい）

授業料以外の教育費を支給する制度

私立高等学校等授業料減免制度（学校へご相談下さい）

私立高等学校等の授業料の負担を軽減する制度

私立高等学校入学金軽減制度（学校へご相談下さい）

私立高等学校の入学金の負担を軽減する制度

高等学校等就学費（生活保護制度）として支給できるもの

種類	内容	基準額
基本額	学用品、通学用品	月額 5,300 円
学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等（基本額によりがたいとき）	月額 2330 円以内
教材代	教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器購入費	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
入学料	入学料	全日制課程 5,650 円 定時制課程 2,100 円 通信制課程 500 円
入学考査料	原則として 2 回までの入学考査料	1 校につき 30,000 円以内
通学交通費	通学にかかる電車やバスの定期代等	通学に必要な最小限度の額
入学準備金	学生服、通学用かばん、靴など学校指定用品等の購入経費	87,900 円以内
学習支援費	クラブ活動費	年額 84,600 円以内

高等学校等就学費から支給できないもの

修学旅行費、大学進学資金、塾代などは高等学校等就学費からは支給されません。

これらの経費はアルバイト等で得た収入からまかなうことができます。必ずケースワーカーに事前相談してください。

3. アルバイトをした場合の取り扱いについて

高校生になったら、アルバイトを始めようと考えている方もいると思います。生活保護を受けている場合は注意が必要です。

収入の申告が必要になります

給料をもらったら、担当のケースワーカーへ速やかに給与の申告をしましょう。未申告の場合は不正受給としてアルバイト代を徴収することとなるので、必ず申告してください。

収入額により、支給する生活保護費は変更されます

生活保護世帯で使える生活費（最低生活費）は世帯の人数や年齢によって決まっています。収入がある場合は生活保護費を変更する必要があります。

ただし、就労で得た収入は全額、生活保護費から引かれるのではなく、基礎控除、未成年控除、必要経費といったお金は手元に残ります。

将来のためにお金を貯めたい場合

アルバイトで得た収入を、修学旅行費、大学進学資金、塾代等の自立更生のためにあてられる場合は、収入として認定しない場合もありますので、事前にケースワーカーへ相談してください。



きさポン

4. 高校卒業後の進路について

高校卒業後の進路の例

種類	通う期間	特徴
大学	4～6年間	教養教育とより専門的な学問を学ぶ
短期大学	2～3年間	短期間で大学としての教養を基礎とした専門教育を受ける
専門学校	2年以上	専門的な知識を身につけ、職業に直結した教育を行う
就職		

5. 大学や専門学校に進学する場合

大学等に進学し、引き続き自宅で生活を送る場合、大学等に進学した方は生活保護の対象からはずれます。これを「世帯分離」といいます。

大学等に進学した方の保護費は支給されません

原則として大学等に進学すると、生活保護の対象からはずれ、大学等に進学した方の分の生活保護費が支給されなくなります。(家族は引き続き生活保護を受けられます。)

自分の生活費は自分で工面することとなります

大学等に進学すると、生活保護の対象からはずれるため、自分の食費や洋服代、交際費、通学の交通費、学校の教材費、社会保険料や医療費などを奨学金やアルバイト等で用意する必要があります。また、国民健康保険に加入する必要があります。

20歳になれば、国民年金の加入も必要となりますが、学生特例制度の手続きを行えば、納付を猶予できます。

6. 大学や専門学校進学で活用できる制度について

進学準備給付金

大学等に進学する生活保護世帯の方には「進学準備給付金」が支給されます。

通学のため転居する際は 30 万円

現在の自宅から通学する際は 10 万円

高等教育の修学支援新制度

令和2年から新しい「給付型奨学金」と「授業料等減免」の制度が開始されました。対象者は高校卒業後に進学を希望している高校3年生で、申込期間は学校により異なります。申請を考えている方は、学校の先生に申請書をお願いしてください。内容や申請方法などは日本学生支援機構（JASSO）のホームページを確認してください。

奨学金

主な助成・奨学金制度

助成・奨学金制度	問い合わせ先	対象
母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）	千葉県庁健康福祉部 児童家庭課	母子・父子家庭の青少年で進学を希望する方
生活福祉資金（教育支援資金）	木更津市社会福祉協議会	所得が少ない世帯など
日本学生支援機構貸与型奨学金（第一種、第二種）	在籍する高等学校等、または進学先の大学・専門学校等	経済的に修学が難しいと認められ、家計等が貸与基準を満たす方
日本学生支援機構給付型奨学金	在籍する高等学校等	各高等学校等の推薦基準を満たす希望者のうち、各高等学校等から採用候補者として推薦された方

※多くの大学等では独自の奨学金制度を設けています。詳しくは大学等の学生部や高校の先生等に確認してください。



きさポン

7. 就職活動や就職した場合の取り扱いについて

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するために不足分を補う制度です。よって働いて得た収入（必要経費等は除く）は世帯の生活費にあてられます。世帯の収入が最低生活費（国が定めた最低限必要な生活費）よりも多くなった場合、生活保護が廃止となります。

生活保護に関する法律条文（参考）

○日本国憲法

第二十五条〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○生活保護法

第一条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第三条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第四条（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

- 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第五条（この法律の解釈及び運用）

前四条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

第八条（基準及び程度の原則）

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

第十七条（生業扶助）

生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

第二十六条（保護の停止及び廃止）

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。



きさポン

令和4年10月発行
木更津市福祉事務所